

重要事項説明書

共同生活援助（グループホーム）のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて事業者があなたに説明すべき内容は次の通りです。

（１）事業者の概要

名称	特定医療法人生仁会
所在地	高山市国府町村山 235 番地 5
電話番号	0577-72-2100
代表者名	理事長 加藤 秀明

（２）事業所の概要

種類	共同生活援助（グループホーム）（介護サービス包括型）
名称	グループホームアクトヒダ
所在地	高山市国府町村山 481 番地 3
電話番号	0577-72-2234
管理者兼サビ管	森田 美香
サービス提供地域	高山市・飛騨市・下呂市・白川村
サービス提供時間	年中無休 サービス提供時間 9：00～17：00 その他緊急時は必要に応じて
対象者	精神障害者
定員	16名 ・やまもとホーム（男性）5名 ・むらやまホーム（女性）5名、 ・てんまんホーム（男女兼用）6名
事業所番号	2122700608（平成 29 年 4 月 1 日指定）
サービス提供開始日	平成 29 年 4 月 1 日
目的	障害者が、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援するために、障害者総合支援法等関係法令の定める通り、生活能力の維持、向上を図るために支援を提供します。
運営方針	関係法令を遵守し、適正かつきめ細やかなサービスを提供します。

(3) 事業所の設備

1 やまもとホーム・むらやまホーム

建物	木造2階建て	
主な設備	1階	2階
	居室各2室(定員1名)・居間・台所・食堂・浴室・便所・洗面所	居室各3室(定員1名)
防火設備	火災警報器、消火器、非常灯、誘導灯、非難はしご、非常階段	

2 てんまんホーム

建物	木造平屋建て	
主な設備	居室各6室(定員1名)・居間・台所・食堂・浴室・便所・洗面所	
防火設備	火災警報器、自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備、消火器、非常灯、誘導灯	

(4) 事業所の職員体制

職種	人数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者兼サービス管理責任者	1	1				1
世話人	6	1	1	4		3.5
生活支援員	1		1			0.6

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し、共同生活援助（グループホーム）のサービスを提供する職員として、上記の職種を配置しています。配置人数は異動等によりかわることがあります。

(5) サービスの内容

サービスの内容は「個別支援計画」に基づいて提供されます。この個別支援計画は事業所のサービス管理責任者が利用者やその家族等の意向を聞き作成します。作成後は利用者の同意を頂きます。

事業所内の居室及び設備の利用	居室、浴室、台所、食堂、便所、洗面所等の設備を提供。
自立に必要なサービスの提供や日常生活の助言	生活リズムの調整、調理、清掃、衛生管理、金銭管理、服薬管理、公共機関の利用などができるよう支援する。
専門的な相談	生活、福祉、医療等の相談を受けます。

サービス利用等に必要な手続きの相談、助言	医療機関や行政機関、各関係機関との連絡等の支援。
その他、必要に応じた支援	個別対応で支援します。
体験利用における支援	生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。
その他	当法人の訪問看護ステーション（24 時間体制）の支援を受けて頂きます。

（6）利用料金

ア．訓練等給付費対象サービスの料金について

訓練等給付費対象のサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者がその訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る場合（代理受領という。）、利用者負担分としてサービス利用料全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定額負担または利用者負担額といいます。）

なお、訓練等給付費対象サービスの利用者負担額は障害福祉サービス受給者証に記載されている負担上限額以上のご負担は必要ありません。

イ．訓練等給付費対象外サービスの料金について

下記に定める内容の料金は、利用者の実費負担となります。なお、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担上限額には含まれないのでご注意ください。

給付費対象外サービスについて		
種類	内容	料金
居室料	部屋代	やまもとホーム 29,000 円／月 むらやまホーム 29,000 円／月 てんまんホーム 39,000 円／月
光熱水費	電気、水道、灯油代等	15,000 円／月
食事代	朝食代	340 円／食
	夕食代	620 円／食
	昼食代（あるいは弁当）	560 円／食
町内会費	区費など	各ホーム、入居者数で変動します。
同行支援	見学、手続き等の付添い	600 円／30 分
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活用品の購入代金等、負担して頂くことが適当であるもの。	実費相当額

自己破損・鍵の紛失等による修理代金	設備等を破損した場合にかかる修理費用等。	実費相当額
-------------------	----------------------	-------

※月途中で入退所された場合は日割りでの計算とします。

体験利用料金について

部屋代	やまもとホーム 900 円／日 むらやまホーム 900 円／日 てんまんホーム 1,300 円／日
光熱水費	500 円／日

※上記費用は物価変動、その他の理由により改定することがあります。なお改定する場合は事前にご連絡します。

※入居希望の方には体験利用をして頂きます。入居希望がある場合は一度ご相談ください。尚、利用料は上記金額に準じて請求させていただきます。また、体験利用については、最低 7 日以上、連続 30 日以内、年間 50 日以内となっています。

ウ. 利用料金の支払い

計算方法	月締め
請求書発行日	翌月の 15 日前後
支払方法	口座振替
振替（予定）日	請求書発行月の 27 日前後 ※休・祝日及び金融機関等の都合により、変更が生じる場合があります。
手数料	無料 ※ただし、口座の残高不足により手続きが完了できない場合は、振替手数料の負担分を請求します。 ・一律 150 円

※振替（予定）日に残高がない場合は、事業者にご相談ください。

※事情により、現金払いを希望する場合は、事業者にご相談ください。

※3 ヶ月分を滞納した場合は、契約を解除することがありますのでご注意ください。

エ. キャンセル料について

<食事>

一週間前までに連絡をいただいた場合	無料
上記以外の場合	朝食 340 円 昼食 560 円 夕食 620 円

※大型連休や祝日の影響で、一週間前でもキャンセル料が発生する場合があります。年末年始やゴールデンウィークはお気をつけください。

(7) 記録及び情報管理等

事業者は法令に基づいて利用者の記録及び個人情報適切に管理します。また利用者の個人情報については個人情報保護法に沿って対応します。

(8) 協力医療機関の概要

協力医療機関	
名称	特定医療法人 人生仁会 須田病院
所在地	高山市国府町村山 235 番地 5
代表者名	理事長 加藤 秀明
電話番号	0577-72-2100
診療科	精神科、神経内科
協力歯科医療機関	
名称	れい歯科医院
所在地	高山市上岡本町 8 丁目 80 番地
代表者名	院長 垣内 零
電話番号	0577-34-7955
診療科	歯科

(9) 緊急時及び事故発生時等における対応

当事業所において利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

また事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

夜間における緊急時の連絡先	
連絡先	特定医療法人 人生仁会 須田病院 事務当直
電話番号	0577-72-2100

(10) 災害対策

各ホームの想定される災害内容は次の通りです。

ホーム名	想定される災害	避難確保計画	備考
やまもとホーム	無	無	
むらやまホーム	土砂災害 水害	有	イエローゾーン 洪水浸水想定区域 (L2)
てんまんホーム	無	無	

※L2は1000年に1度級の災害

(11) 虐待防止のための措置

当事業所において利用者等に虐待が疑われる場合、またはその事実が確認された場合は、所在地の市町村に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。

(12) 苦情・相談窓口

当事業所では社会福祉法第82条の規程により、利用者等からの苦情に適切に対応するための体制を整えています。

苦情・相談窓口	担当者 森田 美香 (精神保健福祉士) 受付時間 平日 9:00~17:00 電話番号 0577-72-2234
特定医療法人生仁会 第三者委員	須田 俊 特定医療法人生仁会 須田病院 専務理事
	西本 恵 特定医療法人生仁会 須田病院 事務長
岐阜県社会福祉協議会内 岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜県下奈良 2-2-1 受付時間 平日 9:00~16:00 電話番号 058-278-5136 FAX 058-278-5137

(13) 当事業所ご利用の際に留意頂く事項

- ア. 調理、洗濯その他の家事、当番等は、原則として利用者と従業者が共同で行うこと。
- イ. 利用者同士のトラブルがないよう、親和をもって規律ある共同生活の維持に努めること。
- ウ. 身上に関する重要な事項に変更が生じた時には、すみやかに事業所に届け出ること。
- エ. ホーム内ではマナーを大切にし、次の行為はしないよう心掛けましょう。マナーやルールを守れない場合、退去していただくことがありますので注意すること。
 - ①入居者は、世話人による食事提供を原則受けることとするが、医療機関に入院する場合や、親類等の家に外泊、旅行などに行って不在にする場合等適切な理由がある場合はその限りではない。また、入居者がどうしても自炊を希望する場合は、施設内における食材に関する全ての支援(食材の買い物、調理など)については、従業者は関与しないこととする。
 - ②喧嘩、口論、泥酔(迷惑飲酒)、暴力等、金品の貸し借り及び賭けごと等、その他、住人に故意に迷惑をかけること全般。
 - ③指定された場所以外での喫煙、または焚き火、火の不始末などの行為。
 - ④内容に関わらず、ホーム内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
 - ⑤許可なく壁、柱、窓等にものを貼付し、または釘類などを打つこと

- ⑥ホーム内の物品・設備を傷つけたり、壊したり、施設以外に持ち出すこと
- ⑦共用部分の利用時間等は、決められた時間を守り、個人で占有しないこと。
- ⑧ホームの設備等を損傷したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、指示に従うこと。故意または過失によってホーム設備を損傷したときには、弁償していただくこともあるので注意すること。
- ⑨ホームの利用料等を定められた期日までに管理者に支払うこと。
- ⑩薬は原則自己管理していただきます。(訪問看護師の指導含む)
- ⑪居室については各自で掃除し清潔を保つこと。台所、食堂、談話室、浴室、トイレ、廊下等、共同スペースは利用者全員による当番制で行うこと。
- ⑫入浴時間は、なるべく PM5:00～PM8:00 の時間内に終えること。
- ⑬洗濯時間は、なるべく AM7:00～PM9:00 の時間内に終えること。
※ただし、仕事などで日中留守にする場合はその限りではない。
- ⑭外出は基本的に自由ですが、規則正しい生活を心がけること。また、長期の外泊については、事前に管理者（職員を通じてでも可）に届け出る。尚、親族以外の外部の方は立ち入り禁止とする。
※親族であっても宿泊は特別な事情がない限り禁止とする。
- ⑮不定期で、職員立会いの入居者ミーティングを行い、ホーム内の様々なことについて話し合いの場を設けるので参加すること。

以上、上記全ての事項を理解及び同意の上で、入居の希望を受け付けるものとする。利用規定を守れない場合か、あるいはそれに準ずる状態であると管理者が判断した場合にはいかなる事情があっても速やかに退去に従うこと。また、記載事項以外にも各ホームにルールに関する掲示物があるためご確認ください。ご不明な点がありましたらご相談ください。

(14) その他

当ホームでは、正式入居される方について個人契約の任意保険に加入して頂きます。(原則、当ホーム指定)ただし、既に他社との契約が締結されている方については、契約内容を確認の上、個別に対応することとします。

共同生活援助（グループホーム）利用者契約書及び重要事項説明書に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

なお、契約を証するため本書2通を作成し、利用者と事業者が記名、捺印の上、各1通ずつ保有するものとします。